

以下の内容は、仙台市が平成23年4月8日付けで発行した「生活支援情報（第3号）」から転載したものです。

住宅の応急修理

○東日本大震災により、全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を、自らの資力で修理できない方に代わり、一定の範囲で応急修理を行います。

■対象住宅＝り災証明書で「大規模半壊」又は「半壊」と認定された住宅。「全壊」と認定された場合でも応急修理により居住が可能な場合は対象となります。

■対象者＝対象住宅の居住者で、応急仮設住宅等に入居しておらず、世帯全体の年収が一定額以下の方

■支援方法＝現物支給(市が工業者に修理を依頼し費用を支払います)

※申し込みをせずに修理を終えた場合は対象にならない場合があります。

■修理箇所＝居室、トイレ、台所など日常生活に必要な最小限の部分

■必要な書類＝り災証明書、世帯全員の

住民票、世帯全員分の平成21年市県民

税課税証明書又は非課税証明書

■限度額＝1世帯当たり52万円

■問い合わせ
コールセンター
フリーダイヤル0120-055-150



発行所
〒980-0022 仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人 仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人 阿部 一彦
定価 500円/年

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集しています

○毎週1回の通常回収を再開しています。

○いままでどおりの指定の曜日に、黄色の回収容器へ出してください。

※ペットボトルはつぶしてください。

※アルミ缶・スチール缶を分ける必要はありません。

※スプレー缶・カセットボンベは使い切ってから、屋外の風通しのよい場所
所で穴を開けるなど、中身を完全に空にしてから出してください。

■問い合わせ
環境局
廃棄物管理課214-8226

紙類の通常収集も再開しています

○月2回の通常収集を再開しています。

○【新聞(折込チラシ含む)】【段ボール】【紙パック】【雑誌】【雑がみ】
の種類ごとに分別し、ひもで十文字に縛って、指定日の朝8時30分ま
でに出してください。雑がみは、紙袋に入れるか、チラシなどの大きめの
紙に包み、ひもで縛ってください。

■問い合わせ
環境局
ごみ減量推進課 214-8229

プラスチック製容器包装の通常収集も再開しています

○週1回の通常収集を再開しています。

■問い合わせ
環境局
廃棄物管理課 214-8226